

第1回 国際環境法とは何か & 国際環境法の諸原則

(6月22日3時限)

序論 国際環境法とは何か

1. 環境問題と国際法

(1) 国際社会における環境問題

①環境問題の分類(便宜的なもの)

一国の管轄または管理地域内にとどまる問題. 隣接二国間の越境問題. 広範囲の地域における環境問題. 潜在的に有害な物質の越境移動の問題. 地球規模の環境問題(影響が地球全体に及ぶ問題, 国家の管轄を越えた地域(国際公域における問題)).

②環境問題一般の特質

(2) 従来の国際法における対応とその限界

①一般国際法上の原則の適用

領域管理責任の原則(「トレイル溶鉱所事件」仲裁判決(1938年). 越境水路の衡平利用の原則(「ラヌー湖事件」仲裁判決(57年)). 国際公域(公海等)における天然資源の合理的な利用の原則.

②伝統的な国家責任法による義務違反の追及と損害の回復

当事国間の双務・対峙的關係. 加害国の国際法上の違法行為責任の追及(国際請求)による損害の救済. 法益を侵害された直接被害国による追及. 被害国による, 加害行為と損害発生間の相当因果關係の科学的証明.

③従来の対応の限界と国際環境法の課題

環境損害の未然防止. 損害範囲の広範囲性, 原因の複合性, 発生過程の長期性への対応. 国家の管轄を越える地域で発生し, 国際社会全体に影響を与えるような環境損害への対応. 科学的不確実性・技術上の限界への有効な対応. 社会的に有用な適法活動に起因する問題への対応. そのつどの判断における予測可能性の欠如. 対応コストの公平な負担配分. 先進国と開発途上国間の格差(対応能力等)への対応. 将来世代に及ぶ問題への対応. 直接の(潜在的)被害者個人の救済.

2. 国際環境法の成立と発展

(1) 国際環境法概念

①国際法における「環境」概念

②国際環境法概念

環境の保護に関するさまざまな国際法規範や制度の総体.

(2) 国際環境法の法源

①条約と慣習法

②法的拘束力のない国家間合意(国際組織の決議, 締約国会合の決定・勧告等)の意義

(3) 国際環境法の歴史的な展開

①第1期(～1972年):国際環境法の前史, 萌芽

②第2期（1972年～92年）：多数国間条約の締結による法制度化の進展

③第3期（1992年～）：本格的な条約実施と新たな問題への対応

第1章 国際環境法における一般原則

1. 越境汚染を含む環境損害の防止と規制に関する原則

(1) 環境損害防止に関する国家の保証責任 (non-harm principle)

「国家は、自国領域またはその管理の下で、深刻な越境汚染や地球規模の環境損害の源を規制するために、適切な措置をとらなければならない。」。領域管理責任の原則から発想を転換（規律対象，保護対象）。国家の管轄を越える地域で発生し，国際社会全体に影響を与えるような環境損害への対応も念頭におく。「相当の注意」義務。ストックホルム宣言第21原則→多くの国際組織の決議（リオ宣言第2原則等）や環境条約（国連海洋法条約（UNCLOS）等）で明記。「核兵器による威嚇・使用の合法性に関する事件」国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見（96年）。

(2) 環境損害防止のための協力原則 (principle of cooperation)

「国家は、越境汚染または地球規模の環境損害の危険を防止または軽減するために、相互に協力しなければならない。」。多くの国際組織の決議や環境条約（生物多様性条約等）で明記。「MOX工場事件」国際海洋法裁判所（ITLOS）暫定措置命令（03年）。

(3) 予防原則 (precautionary principle)

「ある行為から重大または回復不能な損害が発生する可能性のある場合には、損害発生の蓋然性につき科学的に十分に証明されていないことをもって、損害発生の防止措置をとることを延期してはならない。」。科学的不確実性への対応。指導的な一般原則→条約規則等による具体化。国際組織の決議（リオ宣言第15原則）やMEAs（気候変動枠組条約等）（cf. 適用義務の緩和）で明記。現段階で国際判例は消極的（「ガブチコボ・ナジュマロシュ事件」ICJ判決（97年）、「ホルモン・ビーフ事件」WTO上級委員会報告（98年）、「みなみまぐろ事件」ITLOS暫定措置命令（99年））。

2. 天然資源と共有空間の保存と利用に関する原則

(1) 天然資源と共有空間の法的地位

① 共有天然資源 (shared natural resources) の概念

複数国家の領域にまたがって存在し，当該諸国の共同利用の対象となりうる天然資源→限定的な利益共同（community of interest）。国際水路，一地域の気候または気団，閉鎖海または半閉鎖海，移動性種族等。明白な国際的コンセンサスは未確立。

② 人類の共通関心事項 (common concern of mankind) の概念

地球規模の一体としてのオゾン層，大気圏，生物多様性等→その保護や保全に全ての国家が等しく法的利益をもち，必要な限りで国家主権は制限される。具体的内容や法的義務は不明。

(2) 天然資源の開発・利用と環境保全に関する一般原則

①衡平利用の原則 (principle of equitable use)

越境河川の利用をめぐる河岸国間の利害調整の基礎→共有天然資源の利用や開発への適用。資源の最適利用の観念を内包し、越境効果において実質的に有害でない利用の許容、実質的に有害な影響をもたらす利用の非衡平利用としての制限等を意味する。ad hoc な調整による内容の確定。国際水路の利用に関する国際文書 (ILA ヘルシンキ規則 (66 年)) や条約 (国連国際水路条約等) で明記。

②持続可能な開発 (sustainable development)・持続可能な利用 (sustainable use)

「将来世代のニーズを充たす彼らの能力を害することなく、現在の世代が自らのニーズを充たすこと。」。実体的・手続要素から成り、統合的なアプローチに立つ。「環境と開発に関する世界委員会」(WCED) 報告書 (87 年) →多くの国際組織 (リオ宣言第 4 原則等) や多数国間環境条約 (気候変動枠組条約等) で明記。具体的内容や適用基準等は曖昧。国際法上の一般原則とまでは言えない (「ガブチコボ・ナジュマロシュ事件」 ICJ 判決 (97 年))。海洋生物資源の管理 (漁業) では徐々に内容が明確化 (国連公海漁業実施協定, 「最適持続生産量」(OSY) の基準)。

3. 環境をめぐる市民の利益の実現に関する原則

(1) 国内手続における非差別・平等原則

非差別原則：「国内手続では、越境汚染も自国領域内の汚染と同等に、評価され対応されなければならない。」。平等原則：「越境汚染の防止と救済に関する国内手続上、領域の内と外とで、被害を受けたまたは受けるおそれのある住民に処遇の格差を設けず、両者を平等に扱わなければならない。」。先進諸国間の原則 (70 年代半ば～：OECD 越境汚染原則勧告 (74 年), 北欧環境保全条約等。) →欧州地域で本格的に制度化 (90 年代半ば～)。

(2) 環境に関する私人の手続的権利をめぐる原則

私人の環境情報の入手、意思決定への参加及び司法手続の利用に関する原則。先進諸国間で注目 (90 年代～：ECE オーフス条約等。) →開発途上地域との格差。普遍的多数国間条約では情報公開の明記。

第2回 条約規律の一般的枠組

(6月29日3時限)

第2章 条約規律の一般的枠組

1. 条約による規律の意義と基本構造

(1) 条約規律の重要性

(2) 条約規律の基本構造

一般原則, 具体的な規則・行為基準の設定 (→本章3.) →規則の実施とその確保 (締約国の国内的実施 (→本章5.) + それに対する国際的な監督 (→本章4.)), 紛争処理. 国際環境問題の特質に由来する諸々の特徴 (→本章2.)

2. 条約の定立と実施確保における枠組: 多様な要因の考慮を可能とする柔軟な制度設計

(1) 枠組条約方式の活用

科学的不確実性や技術の限界に対応して段階的な具体的基準の設定を可能にする. 枠組条約 (一般原則, 基本的な組織構造, 条約改正手続, 追加議定書の採択方法等) + 追加議定書 (具体的規則等) の組合せ. 多くの多数国間環境条約 (気候変動枠組条約+京都議定書, オゾン層保護ウィーン条約+モントリオール議定書等)

(2) 締約国会合における採択文書 (決定, 勧告等) の役割

締約国会合やその下部機関の決定や勧告等. 関連要因や事情の変化等への即応

(3) 条約実施機関 (締約国会合, 専門委員会, 事務局等) の機能

具体基準や指針の定立, 条約実施の検証, 関連情報や意見の交換, 専門的知見の投入等.

(4) 非国家行為主体 (NGO) の関与

条約の定立と執行の監視における間接的関与. オブザーバー資格の付与.

(5) 時間及び科学技術の要因の重視: 科学的不確実性や技術の進歩を意識した制度設計

段階的な規則の定立と執行. 科学・技術の専門家の関与 (政府間会合, NGO の関与). 締約国間の情報・意見交換の制度化.

3. 具体的な基準の設定

(1) 実施における締約国の裁量の幅: 2種類の義務

- ・「手段・方法の義務」(締約国に特定の行動や方法の実施を要求する義務.)
- ・「結果の義務」と「特定事態発生防止の義務」(締約国に一定の結果達成を要求する義務で, 締約国はそのための手段や方法を自由に選択できる.)

(2) 手法の多様化: 実体的・手続的な基準の設定

①実体的な基準: 問題の (潜在的な) 原因や発生メカニズムに対する規律

- e. g. 特定行為の原則禁止 (海洋投棄規制ロンドン条約96年改正議定書等), 数値による目標基準の設定 (オゾン層破壊物質規制モントリオール議定書, 京都議定書等), 生物資源の捕獲条件の設定 (南太平洋流し網条約等), リスト別許可制 (海洋投棄規制ロンドン条約, CITES 等), 特定規制区域の設定や指定 (ラムサール条約等).

②手続的な基準：問題や対応措置をめぐる判断の過程や前提に対する規律

e. g. 環境危険活動の実施に関する事前通報の上での関係国の同意を得る義務（有害廃棄物越境規制移動バーゼル条約，カルタヘナ議定書等），環境危険活動に関する事前通報・協議（北東大西洋環境保全 OSPAR 条約等），環境危険活動に関する環境アセスメント（EIA）（ECE 越境 EIA エスポー条約，南極条約環境保全議定書等），生物資源の持続可能な利用促進のための協議（国連公海漁業実施協定等），緊急事態における通報・援助（IAEA 原子力事故早期通報条約，IAEA 原子力事故援助条約等），科学調査研究・情報交換・モニタリングに関する協力（ECE 長距離越境大気汚染条約等），市民の利益保護のための国内手続の整備義務（環境情報の入手・意思決定手続等の参加確保義務（ECE オーフス条約等），司法手続利用の促進義務（ECE オーフス条約等）等）。

4. 多角的な実施の確保：条約遵守の確保・促進手段の多様化

(1) 伝統的な義務の履行確保における限界

伝統的な国家責任法による義務違反の追及という方式の限界

→個別条約の遵守の問題を，締約国における実質的な損害の発生と切り離し，「事実」の問題として捉え，当該条約全体の枠組の下でそれ自体を確保・促進する多様なメカニズムの導入へ。

(2) 条約実施機関での討議を中心とする検証メカニズムの活用

①各締約国による条約の実施報告に基づく検証：報告・審査制度

報告義務+条約実施機関での報告審査と勧告。典型的な手法（CITES，海洋投棄規制ロンドン条約等）。報告義務の履行確保の問題。

②条約実施機関の査察報告に基づく検証：査察審査制度

中立的な第三者機関による強制査察の報告+条約実施機関での報告審査と勧告。南極条約環境保全議定書。

③条約に基づく遵守検証機関による審査：「遵守手続」，「不遵守手続」

専門委員会を中心とする独特の検証メカニズム。不遵守国の申告，他の締約国の申立，条約実施機関の付託。多様な制度設計。90年代～幾つかの MEAs（オゾン層破壊物質規制モントリオール議定書（モントリオール議定書），京都議定書等）。

(3) 経済的な誘因の制度化

①財政・技術面での支援協力における遵守の促進：資金供与，技術移転メカニズム

開発途上国の遵守能力の欠如への対応。援助協力や技術移転，基金設置や資金供与制度。多くの多数国間環境条約（気候変動枠組条約と京都議定書，生物多様性条約等）。

②費用対効果の観点からの柔軟性メカニズムの導入：市場メカニズム

経済的手法。「京都メカニズム」（共同実施，クリーン開発メカニズム，排出量取引）。

(4) 条約規定に基づく司法手続の利用

①司法手続による不遵守の是正：紛争解決条項の適用

条約における紛争解決条項（UNCLOS 第 XV 部，OSPAR 条約等）の適用→司法または仲裁裁判手続による不遵守是正。強力だが技術的問題あり。「MOX 工場事件」OSPAR 仲裁判決（2003 年），UNCLOS に基づく仲裁裁判所への付託（03 年），ITLOS 暫定措置命令（03 年），「ジョホール海峡埋立事件」UNCLOS に基づく仲裁裁判所への付託（03 年），ITLOS

暫定措置命令 (04 年).

- ②地域の制度における展開: EC/EU 条約に基づく司法手続
地域的な司法裁判所への提訴. EC/EU 条約に基づく欧州連合の司法手続.

(5) 関連手続への私人の関与の拡大

- ①個別条約における遵守監視制度への私人の参加
申立・手続過程自体へのオブザーバー関与等. 僅かな例 (欧州地域の野生生物・生息地保全に関するベルン条約, 北米環境保全協定, ECE オーフス条約等).
- ②条約の実施過程における私人の関与
遵守関連手続への間接的な関与 (条約実施機関の活動へのオブザーバー参加), 近年の地域条約 (OSPAR 条約等).

(6) 執行管轄権の再配分

私人の行為に対するより有効な監視. 伝統的な旗国主義に基づく旗国の執行管轄権→入港国管轄権. 船舶起因海洋汚染 (UNCLOS, 海洋汚染防止条約 (MARPOL 条約) 等).

5. 締約国による国内実施の態様: 国内執行の体制整備と具体的実現

(1) 国内執行の体制整備

- ①国内法令の整備 (→具体的な法令については第 3 章)
新規法令の制定. 既存法令の改正.
- ②関係省庁間, 中央と地方間の責任・権限配分の調整

(2) 国内執行の具体的実現

- ①裁判所による直接・間接適用の可能性
環境条約の直接適用の可能性. 環境条約の間接適用の有効性. 「大雪山系国立公園のナキウサギ訴訟」.
- ②行政機関による執行の確保
関係省庁間, 中央と地方間の調整の問題. 行政資源の確保の問題.
- ③民間における自主的取組の活用

6. 問題点

(1) 個別条約体制の「自己完結」性と相互関連性の欠如から生じる諸問題

関連規定の重複・抵触. 複数の条約実施機関間で矛盾する決定のおそれ. 紛争処理機関の競合 (「EC の排他的権限」の問題も含む. cf. MOX 工場事件 (2006 年の EC 裁判所判決)). 実施における非効率性. (→「世界環境機関」の設立?)

(2) 「実効的な」基準の設定をめぐる諸問題

規制の厳格化 vs. 条約体制への普遍的な参加の確保 (両立可能?). 厳格な実体的基準の設定 vs. 緩やかな手続的基準の活用.

(3) 「実効的な」実施の確保をめぐる諸問題

実施のための資源の確保. 締約国間の能力格差の問題 (先進国 vs. 途上国). 市場メカニズムの功罪. 国内実施の確保 (国内法制との有効な連結, 関連機関間の適切な権限配分).

第3回 具体的な条約規律の展開
(7月6日3時限)

第3章：具体的な条約規律の展開

1. 大気の保護

(1) 地球温暖化の防止：気候変動枠組条約+京都議定書

- ①背景：地球温暖化メカニズムと悪影響
- ②条約規律の内容
- ③日本における国内実施
- ④課題：ポスト2012年の枠組

(2) オゾン層の保護：ウィーン条約+モントリオール議定書

- ①背景：オゾン層破壊のメカニズムと悪影響
- ②条約規律の内容
- ③日本における国内実施：オゾン層保護法の制定(88年)(オゾン層破壊物質の生産規制等)、：外為法の適用(輸入規制・非締約国との貿易規制)、：フロン回収破壊法の制定(01年)(フロン類の回収・破壊)。
- ④課題

2. 海洋環境の保護

(1) 背景

(2) 規律枠組の基本的な構造

- ①包括的規律・汚染源別の規律：5つの主な汚染源別の規律(普遍・地域)。近年の傾向(包括的な海洋環境保全の観念、「統合的沿岸管理」のアプローチ)。
- ②普遍的規律・地域的規律：海洋汚染防止の普遍条約、海洋環境保全一般の地域海洋環境保全条約(92年バルト海ヘルシンキ条約、OSPAR条約、14のUNEP地域海洋環境保全条約)(+条約未成立の4つのUNEP地域海行動計画)。

(3) 条約規律の内容

- ①普遍的な枠組条約：国連海洋法条約(UNCLOS)
海洋汚染の防止に関する一般原則。5つの汚染源別の立法管轄権と執行管轄権の配分(伝統的な旗国主義の修正)。汚染源別の具体的規律は個別条約等に任せる。保障措置。損害賠償・補償責任に関する国際法の発展協力義務。
- ②汚染源別の規制条約
 - 1) 船舶起因汚染
 - (a) 通常操業の汚染の防止：海洋汚染防止条約+78年追加議定書(MARPOL73/78条約)
通常操業・海難事故による汚染防止、事故被害の最小化。排出基準や船舶の構造設備基準。検証制度(入港国管轄権の設定)。6つの附属書での具体的な規制。
 - (b) 船舶事故からの汚染への準備・対応：OPRC条約(「油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」+追加議定書等
油その他の汚染事件への準備・対応のための、緊急計画の作成、通報義務等。
 - (c) 船舶事故に関する賠償責任：

- ・油濁民事責任ブラッセル条約
船舶所有者の無過失・有限の賠償責任（厳格責任）．強制保険．
- ・国際基金条約等
油濁民事責任ブラッセル条約を補完する基金の設置．
- 2) 海洋投棄汚染：海洋投棄規制ロンドン条約（96年改正議定書）
海洋投棄汚染防止の一般的義務．規制管轄権の設定．原則合法＋例外禁止のリスト別規制（96年改正議定書では予防的アプローチによる原則禁止への転換）．
- ③包括的な地域海洋環境保全条約：OSPAR条約，92年バルト海ヘルシンキ条約，UNEP地域海洋環境保全条約
海洋環境保全の一般的義務．包括規定．手続的協力義務．予防原則の明記．附属書または追加議定書による原因別汚染の具体的な規律．紛争解決条項．

(4) 日本における国内実施

- ①MARPOL73/78条約：海防法の制定（70年）と改正（04年）
- ②OPRC条約＋追加議定書：海防法等，「国家的な緊急時計画」（95年閣議決定）
- ③油濁民事責任ブラッセル条約，④国際基金条約：油濁損害賠償保障法等
- ⑤海洋投棄汚染規制ロンドン条約（96年改正議定書）：海防法（海洋汚染の問題全般），廃掃法（廃棄物の処理全般）．96年改正議定書批准のための海防法の改正（04年）．

(5) 課題

3. 有害廃棄物の国際取引の規制：バーゼル条約＋バーゼル条約賠償責任議定書

- (1) 背景
- (2) 条約規律の内容
- (3) 日本における国内実施
バーゼル国内法（「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」）の制定（1992年）
- (4) 課題 cf. 99年「ニッソー事件」，「青島事件」

4. 自然・生態系・生物多様性の保全

- (1) 条約規律の枠組
射程範囲の展開（個別種→その種を含む生態系）．保全対象の展開（希少種→生物の多様性（種・生態系・遺伝の多様性））．地理的範囲の展開（国家領域→地球生態系）．時間的枠組の展開（共時的→世代を超える）．目的の転換（保護→保全と持続可能な利用）．
- (2) 生物多様性の保全：生物多様性条約＋バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書
 - ①背景
 - ②条約規律の内容
 - ③日本における国内実施：生物多様性国家戦略（1995年）→新生物多様性国家戦略（2002年）．環境基本法，自然環境保全法，自然公園法，鳥獣保護法，希少種保存法等数多い国内法．カルタヘナ議定書については，カルタヘナ法
 - ④課題
- (3) 移動性・陸上種と生物多様性の保全：CITES，ラムサール条約，世界遺産条約
 - ①背景

②条約規律の内容

③日本における国内実施

- ・CITES：鳥獣保護法，希少種保存法
- ・ラムサール条約：自然公園法，鳥獣保護法等（cf. 湿地保護法等なし）：33の登録湿地
- ・世界遺産条約：文化財保護法（文化遺産），自然環境保全法，自然公園法（自然遺産）等の適用．現在の登録世界遺産：10の文化遺産と3つの自然遺産（候補リスト掲載は9つ）

④課題

（４）海洋生物資源と生物多様性の保全：UNCLOS，公海漁業管理措置遵守協定，国連公海漁業実施協定，国際捕鯨取締条約，みなみまぐろ条約等

①背景

②条約規律の枠組と内容

- ・魚種別（特に海産哺乳動物）の個別条約，沿岸漁業：UNCLOS 関連規定（EEZ），公海漁業：UNCLOS 関連規定に基づく魚種別規制の枠組＋関係諸国間の地域条約・機関単位での規律（特に公海漁業実施協定による普遍的な規律枠組の設定（予防的アプローチの明記）→特定種・特定海域における地域的規律の展開．）
- ・一般には，関係国間の協議を含む協力義務，許容漁獲量の決定基準の設定等．科学的に適正な資源管理方式の発展（「最大持続生産量」（Maximum Sustainable Yield: MSY）→「最適持続生産量」（Optimum Sustainable Yield: OSY）へ．）

③日本における国内実施

- ・関連二国間条約：日ソ漁業協力協定の締結（85年），日韓漁業協定（98年），日中漁業協定（97年）
- ・UNCLOS 関連規定の国内実施：「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」の制定（95年），漁業主権法の制定（95年），TAC法の制定（95年）等．

④課題

7. 南極地域の環境保全

（１）背景

（２）条約規律：南極条約＋南極条約環境保全議定書

①条約規律の内容

②日本における国内実施：南極環境保全法の制定（97年），海防法の改正（海洋汚染防止）．

③課題

第4回 環境被害の救済

(7月13日3時限)

第4章：環境被害の救済：損害賠償責任制度の展開

1. 従来の方法における限界

(1) 国家責任法の枠組における対応

伝統的な国家責任法による義務違反の追及と損害の回復

(2) 限界

違法行為責任の成立と追及をめぐる技術的な問題（被害国による立証の困難：受認限度を越える損害の発生，原因行為と損害間の相当因果関係，加害国の「相当の注意」義務の違反）．国家の管轄を越えた地域における，個別国家の法益侵害と直結しない「環境」被害の救済の困難さ．社会的に有用な適法活動に起因する被害への対応の困難さ．直接被害を被った個人の救済の困難さ．→ 発想の転換を伴う新たな仕組の構築と実施へ．

2. 事後賠償責任に関する国際法の発展のための協力義務

(1) 国家の一般的な協力義務

環境損害に対する責任と賠償責任の発展に関する，国家の一般的な協力義務（ストックホルム宣言第22原則），多くの環境条約（UNCLOS，92年バルト海ヘルシンキ条約等）で明記．

(2) 個別作業の進展

個別条約の下での作業は一般に難航（海洋投棄規制ロンドン条約等）．国連国際法委員会（ILC）における，「国際法によって禁止されていない活動から生じる有害結果に関する国際賠償責任（liability）」の法典化作業．

3. 条約における無過失賠償責任原則の導入

(1) 厳格責任主義に基づく賠償責任（無過失賠償責任の原則）の導入

伝統的な過失責任主義（違法行為責任の追及）では社会的に有用な適法活動に起因する被害に対応できないため，伝統的な危険負担の配分方法を転換する．「高度に危険な活動」（ultra-hazardous activities）につき，個別条約に基づく導入．3つの類型（①民事責任型：航空機損害と油汚染損害，②混合責任型：原子力損害，③国家の専属責任型：宇宙損害）．「コスモス954号事件」（1978年）．

(2) 近年の環境条約の下での導入

バーゼル条約賠償責任議定書：民事責任型．

4. 民事賠償責任制度の発展

(1) 非差別・平等の原則の導入

原因発生国での行政および司法手続における，被害者個人の当事者適格．

(2) 民事賠償責任制度の整備

個別の多数国間環境条約における制度化（バーゼル条約賠償責任議定書）．手続上の問題．

第5回 国際環境法の課題と展望
(7月20日3時限)

第5章：国際環境法の課題と展望：環境保全と他の価値との対立と調整

1. 環境保全と開発

(1) 世代間衡平 (inter-generational equity) と持続可能な開発

世代間衡平：将来世代から現在世代への「信託」。国際組織の決議（リオ宣言等）や多くの多数国間環境条約（気候変動枠組条約，生物多様性条約等）。「核兵器による威嚇・使用の合法性に関する事件」ICJ 勧告的意見（1996年）。理論上および実践上の困難な問題。

(2) 開発援助における環境への配慮

国際組織や他国政府の経済開発援助における環境保全と開発との対立関係の顕在化→政府開発援助（ODA）や国際組織の資金供与による受入国の環境破壊への批判（1980年代～）→関係国際組織の努力（OECD 開発援助事業および計画の環境評価勧告，世銀の取組等）。

(3) 南北問題と世代内衡平 (intra-generational equity)

先進諸国地域と開発途上地域間の格差の是正。「共通だが差異のある責任」。多数国間環境条約で明記（モントリオール議定書，京都議定書等）。伝統的な国際法（形式的平等）での特異性。

(4) 資金援助・技術協力による格差の是正

多くの多数国間環境条約での技術・財政上の支援供与メカニズム。「地球環境ファシリテイ」（GEF）。

2. 環境保全と自由貿易体制

(1) 多国籍企業の活動と「公害輸出」

①問題の所在：「公害輸出」

②より資力のある親会社の賠償責任

国内民事訴訟の先例（インドの「ボパール事件」米国ニューヨーク州南部連邦地裁判決（1986年），「アモコ・カジス号事件」米国イリノイ北部地区連邦地裁判決（84年））。

③親会社の本国の賠償責任

「実効的な管理」の概念の再構成をめぐる議論。現実の厳しい問題。

④現地子会社に対する，より厳格であろう親会社の本国の国内基準の適用による損害発生の防止

「実効的な管理」を根拠とする環境法の域外適用の可能性。環境法の域外適用に伴う問題（「持続可能な開発」の概念や「共通だが差異のある責任」の概念との両立）。

(2) 環境保全のための貿易制限措置と自由貿易との相克：GATT/WTO 法との抵触の問題

①環境保全のための国内法に基づく貿易制限措置

GATT3条における内国民待遇の要請。GATT20条にいう「一般的例外」としての正当性。

3つの論点（1）「同種性」の判断基準，2）20条にいう「一般的な例外」の該当性，

3）締約国の領域外の環境保全を目的とする貿易制限措置に対する20条(b)や(g)の例

外の適用可能性). GATT/WTO の紛争処理における柔軟な条文解釈の展開 (「マグロ・イルカ事件」GATT パネル報告: メキシコの申立による「第1次マグロ・イルカ事件」(91年報告, 未採択), EC とオランダの申立による「第2次マグロ・イルカ事件」(94年報告, 未採択), 「エビ・カメ事件」WTO 上級委員会報告 (98年採択), 「カナダの未加工ニシン事件」WTO 小委員会報告 (88年採択), 「米国ガソリン事件」WTO 上級委員会報告, 「アスベスト事件」WTO 上級委員会報告(01年採択)).

②多数国間条約に基づく貿易制限措置

近年の多数国間環境条約での一定の貿易制限措置の要請. 2種類: (1) 締約国間の取引への適用 (CITES, バーゼル条約等), 2) 非締約国との関係における締約国への適用 (モントリオール議定書, カルタヘナ議定書等). GATT/WTO 法や「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS 協定) 等との適合性. 「貿易と環境に関する委員会」(CTE) の議論.

③国内での環境規制基準

他国よりも厳しい規制基準や特別の規格の賦課. 他国よりも著しく緩い環境規制や環境基準.

3. 環境保全と科学技術の進歩

(1) バイオテクノロジーの発展と環境問題

バイオテクノロジーの著しい発展と実用化に伴う環境への悪影響 (1990年代~). バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の採択.

(2) 対応の枠組

予防的アプローチに従う遺伝子組換え生物の越境輸送に伴うリスクからの環境保全. 事前の情報提供に基づく合意 (AIA) 手続. 輸入の決定に先立つ輸入国による事前のリスク評価の要請. 締約国の国内法制の整備が重要.

4. 環境保全と文化的多元主義

(1) 国際社会における自然観の多様性と「環境保全」の多義性

環境保全の文脈における「自然」. 異なる民族・宗教・文化間での「自然観」の多様性. 「環境保全」=人間と環境との「最適な」関係の維持の模索. 国際社会における「環境保全」の具体的な内容の多様性. 文化的多元主義を前提とする国際社会における「環境保全」のあり方.

(2) 国際環境法における「文際的」(inter-civilizational) 視点の必要性

国際法規範の定立と執行における, 特定の「自然観」に基づく特定の「環境保全」のあり方が過度に強調されている場面がある, という国際社会の現実. 捕鯨論争→究極的には地球上の生物資源の管理のあり方全体に関わる問題. 多様な自然観の共存を認めるような法規範の定立と執行の不可欠性.

結論

今日の国際環境法の直面する課題: 諸局面における南北の地域格差 (「持続可能な開発」の推進), 「自己完結的な」個別条約体制相互の連関の欠如, 世代間衡平等の抽象概念における実定性の欠如, 他の国際法分野との関係の曖昧さ, 等々. 分権的な国際社会における国際環境法の特質と限界, 等.